第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画

アクションプラン

みんなが主役!ごみ減量





2021年3月 町田市

目 次

1	基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	(1)第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプランとは ・・・・・1	
	(2) アクションプランの計画期間 ・・・・・・・・・・・2	
	(3) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 ・・・・・・・・・・2	
2	アクションプランの取組 ・・・・・・・・・・・・・・7	
	(1) 基本計画の5つの基本方針 ・・・・・・・・・・・・7	
	(2) アクションプランの目標 ・・・・・・・・・・・・・9	
	(3) 取組・・・・・・・・・・・・・・10	
	基本方針 1	
	市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。・・・・・・10	
	基本施策 1-1 市民との連携による取組の推進・・・・・・・・・10	
	基本施策 1-2 事業者・各種団体との連携による取組の推進・・・・・11	
	基本施策 1-3 市民や事業者の主体的取組の支援・・・・・・・・12	
	基本方針 2	
	家庭系ごみの減量を進めます。・・・・・・・・・・・・・・・13	
	基本施策2-1 生ごみの減量の推進・・・・・・・・・・・・13	
	基本施策2−2 プラスチックごみの減量の推進・・・・・・・・・15	
	基本施策2-3 その他の家庭系ごみの減量の推進・・・・・・・・18	
	基本施策2-4 家庭系ごみ処理手数料の見直しの検討・・・・・・・21	
	基本方針3	
	事業系ごみの減量を進めます。・・・・・・・・・・・・・・22	
	基本施策3-1 事業系ごみの適正排出の推進・・・・・・・・・・22	
	基本施策3-2 事業系ごみの減量の促進・・・・・・・・・・・24	
	基本施策3-3 事業系ごみ処理手数料の見直し検討・・・・・・・・・27	

基本方針 4

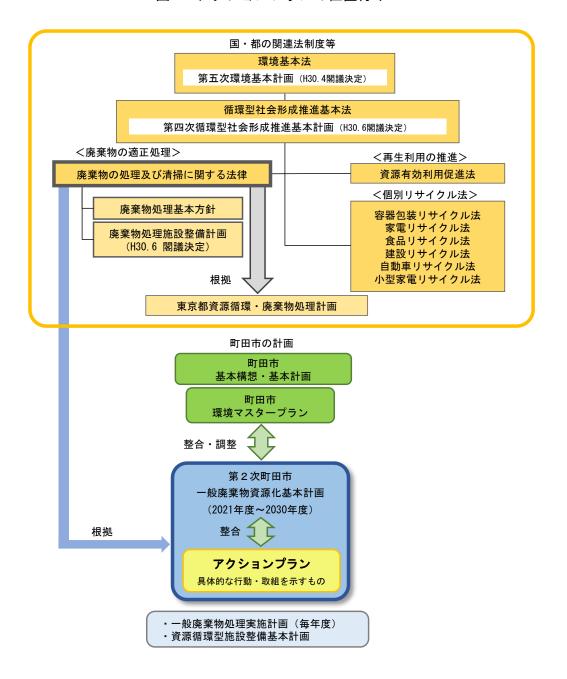
	環境に配慮した資源	化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。 ・・・・28	
	基本施策4-1	一般廃棄物処理施設の整備・・・・・・・・・・28	
	基本施策4-2	収集体制の整備・・・・・・・・・・・・・30	
	基本施策4-3	資源の有効活用の推進・・・・・・・・・・31	
	基本方針5		
	社会的課題への対応	を強化します。・・・・・・・・・・・・・・32	
	基本施策 5 - 1	災害時等のごみ処理に関する対応力強化・・・・・・32	
	基本施策5-2	超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への対応・・・35	
	基本施策5-3	不適正処理防止対策・・・・・・・・・・36	
3	アクションプランの	進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・39	

1 基本的事項

(1) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプランとは

町田市では、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理 基本方針を踏まえ「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「基本計画」 という。)を 2021 年 3 月に策定しました。第2次町田市一般廃棄物資源化基本計 画アクションプラン(以下、「アクションプラン」という。)は、基本計画に基づき、 ごみの減量・資源化に向けて、町田市(以下、当市という。)が市民・事業者と協働 で推進していく具体的な取組を示した行動計画です。

図1 アクションプランの位置付け



(2) アクションプランの計画期間

アクションプランの計画期間は、基本計画の計画期間 10 年間のうち、前期 5 年の 2021 年度から 2025 年度です。

目標値については、2025年度の目標値です。

図2 アクションプランの期間

基本計画 実施期間 (10年間)

2021年度		2025年度	2026年度	2030年度
	前期		後期	
ア:	クションプラン			
2021年度	~	2025年度		
	5年間		j	

(3) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画

基本理念・基本方針

基本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むとともに、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策による総ご み量(資源を含む)の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた当市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、基本理念と、基本理念を実現するための5つの基本方針を次のと おり定めています。

基本理念

町田市民・事業者・市は、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」 を原則として、徹底したごみ減量、資源化を進め、 持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

- ○市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
- ○子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分ゴトとして 取り組めるよう啓発活動を展開します。

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

- ○食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
- ○プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組 を進めます。

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

○事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

- ○エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
- ○生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
- ○ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設を市内に分散して整備します。
- ○費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

- ○災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します。
- ○超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

基本計画の目標

東京都が 2019 年 12 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、2030 年 に向けた廃棄物関連の主要目標として次の 3 点が掲げられています。

- ①一般廃棄物のリサイクル率 37%
- ②家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量40%削減(2017年度比)
- ③食品ロス発生量 50%削減 (2000 年度比)

町田市では、これらの目標を参考に全体目標を設定しました。

全体目標1 「1人1日当たりのごみ排出量」を「2019年度比7%削減」します。

発生抑制を重視し、総ごみ量(資源を含む)を 120,594t(2019 年度)から 109,094t(2030 年度)へ削減します。 1 人 1 日当たりに換算すると 768g/人・日(2019 年度)から 714g/人・日(2030 年度)へ約 7%削減します。

全体目標2 「総資源化率」を「40%」まで高めます。

生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、総資源化率の向上に向けた取組を進め、31%(2019年度)から 40%(2030年度)~9ポイント向上させます。

全体目標3 「温室効果ガス排出量」を「2019 年度比 30%削減」します。

発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を、約 34,000 t-CO₂(2019 年度)から約 24,000 t-CO₂(2030 年度)へ約 30%削減します。

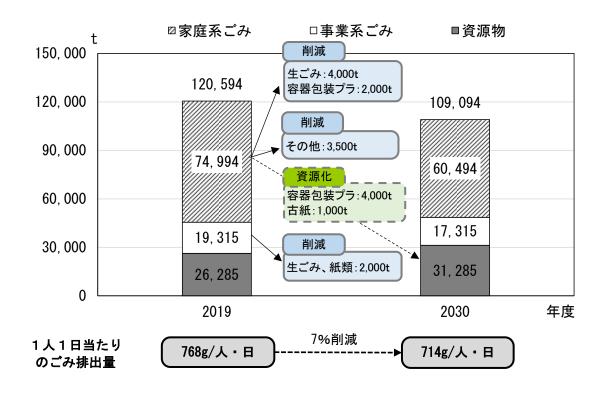
ごみ種別ごとの取組と削減量・資源化量

単位:t

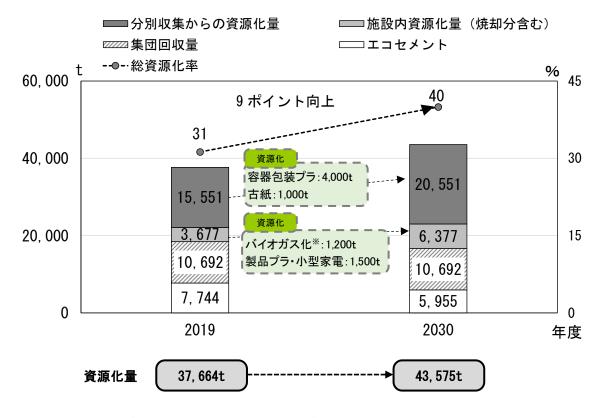
		種別	取組	発生 抑制	資源化	計
		生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による 削減	4, 000	ı	
	市民の	紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化 できる紙」の適正排出	-	1, 000	11, 000
	目標	容器包装	・容器包装プラスチックの削減	2, 000	I	11, 000
町田		プラスチック	・容器包装プラスチックの適正排 出	ı	4, 000	
市の目標	事業者の目標	生ごみ、紙類	・事業系ごみに含まれる「生ごみ、 資源化できる紙類」等の削減	2, 000	-	2,000
		容器包装 プラスチック	・容器包装プラスチック資源化 施設の整備	1	(4, 000)	
		その他	・その他の発生抑制等による削減 ・新たな資源化品目拡大による 削減及び資源化	3, 500	-	3, 500

※()は再掲

目標達成時の総ごみ量



目標達成時の資源化量



※バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算

施策の体系

目標の達成に向け、5つの基本方針に沿って、施策を展開していきます。

基本理念

町田市民・事業者・市は、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、 徹底したごみ減量、資源化を進め、持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針1

市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

基本施.

- 1-1 市民との連携による取組の推進
- 1-2 事業者・各種団体との連携による取組の推進
- 1-3 市民や事業者の主体的取組の支援

基本方針 2

家庭系ごみの減量を進めます。

基本施策

- 2-1 生ごみの減量の推進
- 2-2 プラスチックごみの減量の推進
- 2-3 その他の家庭系ごみの減量の推進
- 2-4 家庭系ごみ処理手数料の見直し検討

基本方針3

事業系ごみの減量を進めます。

基本施策

- 3-1 事業系ごみの適正排出の推進
- 3-2 事業系ごみの減量の促進
- 3-3 事業系ごみ処理手数料の見直し検討

基本方針4

環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

基本施策

- 4-1 一般廃棄物処理施設の整備
- 4-2 収集体制の整備
- 4-3 資源の有効活用の推進

基本方針 5

社会的課題への対応を強化します。

基本施策

- 5-1 災害時等のごみ処理に関する対応力強化
- 5-2 超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への対応
- 5-3 不適正処理防止対策

全体目標①

「1人1日当た りごみ排出量」 を「2019年度比 7%削減」します。

全体目標②

全体目標①②③

「総資源化率」 を「40%」まで 高めます。

┤ 全体目標③

「温室効果ガス 排出量」を 「2019年度比 30%削減」 します。

関連するSDGsのゴール



全体目

[標2]













2 アクションプランの取組

(1) 基本計画の5つの基本方針

アクションプランは、基本計画で掲げている目標の達成に向け、基本計画の 5 つの基本方針に沿って取組を行います。

基本方針1の協働の施策については、基本方針2以降の施策を実施していく際の 実施手法としています。そのため、基本方針1自体については指標や目標値を設定 せずに、ごみの減量、資源化の状況に応じて、効果的、効率的な手法がとれるよう にしています。

図3 基本計画の5つの基本方針

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。



基本方針1の各施策を実施手法として基本方針2~5の施策を実施

基本方針2~5の施策では、それぞれ指標と目標値を設定

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

施策の実施イメージは、基本方針1が市民・事業者・市が連携する取組を示して おり、基本方針2、3全体と4、5の一部について、基本方針1の施策を実施手法 として用いて、市民・事業者・市など各主体が協働する形となっています。

基本方針4の各施設の整備等や基本方針5の災害時の対応や収集体制等に係る 事項については、市が中心となって進めていきます。

図4 施策の実施イメージ

基本方針1

市民、事業者との連携を強化し、 協働による取組を進めます。

基本方針2

家庭系ごみの減量を 進めます。

基本方針4

環境に配慮した資源化施設を 整備し、適正かつ安全な 処理に努めます。

基本方針3

事業系ごみの減量を 進めます。

基本方針5

社会的課題への対応を 強化します。

市が主体となって進めます。

(2) アクションプランの目標

《2025 年度までに「ごみ量 5,500 トン削減、資源化量 700 トン増加」》

家庭系ごみは、生ごみの減量や容器包装プラスチックの削減等に取り組むことで、 4,500 トンの削減と、ごみの分別徹底等により古紙や容器包装プラスチックの回収 を促進することで、700 トンの資源化量の増加を目指します。

事業系ごみは、適正排出のための情報提供、訪問指導の実施、生ごみの減量や古 紙の資源化等の推進により 1,000 トンの削減を目指します。

図5 2025年度までのごみ種別ごとの削減量・資源化量の目標

・生ごみ・容器包装プラスチック・古紙・事業系ごみ・その他	削減量 2,000 t 1,000 t 1,000 t 1,500 t	資源化量 200 t 500 t
計	5, 500 t	700 t



(3) 取組

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

基本施策1-1 市民との連携による取組の推進

▼ 基本計画における各主体の役割

市民

の取組

・各種講座への参加、受講内容の実践・拡散

行政

の取組

- 各種講座の実施
- ・学校や関係機関を通じた3R学習の実施

実施手法1-1-1 3 R学習の充実

市内小・中学校、保育園・幼稚園、町内会・自治会等とともに、ごみの分別や3Rの解説、資源とごみのゆくえ、ごみ減量に向けた取組等についての講座を実施するほか、施設見学、体験学習等のイベントを開催し、環境やごみに関する知識の習得や学習の場を創出します。

実施手法1-1-2 担い手づくりに向けた取組の推進

市民の3Rに関する普及啓発の担い手となる新規リーダー発掘を目指し、講座・イベントを企画し、実施します。

基本本施策1-2 事業者・各種団体との連携による取組の推進

基本計画における各主体の役割



市民

の取組

・各種キャンペーンへの参加、キャンペーン内容の実践・拡散

事業者・各種団体 の取組

・各種キャンペーンの実施、協力

行政

の取組

- ・ 各種キャンペーンの実施、協力
- ・協働事業者・団体等の発掘、連携

実施手法1-2-1 飲食店・スーパー・百貨店等の事業者との協働による取組の 推進

ごみ減量に関し、飲食店・スーパー・コンビニエンスストア・百貨店等と共 通の課題を持って行うことができる取組を検討、実施します。

実施手法1-2-2 スポーツチーム・教育機関等団体との協働による取組の推進

ごみ減量に関し、FC町田ゼルビアやASVペスカドーラ町田などのホーム タウンチーム、大学、市民団体等と、共通の課題を持って行うことができる取 組を検討、実施します。

基本施策1-3 市民や事業者の主体的取組の支援

基本計画における各主体の役割

市民や地域団体

の取組

・個人、団体によるごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

事業者の取組

・独自のごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

行政

の取組

- ・ホームページやSNS、ごみ分別アプリ、広報紙等、多様な 情報ツールを用いての情報発信
- 市民や地域団体、事業者が主体的に行う取組の支援

実施手法 1-3-1 地域が行う取組の支援

出前講座、地域リサイクル広場、地域資源回収の実施等、地域で行うごみ減 量に関する活動について、情報提供等の支援を行います。

また、環境に関する市民団体等の活動を支援するため、情報提供や取組紹介 等を行います。

実施手法1-3-2 事業者が行う取組の支援

マイボトルOK店、まちだ☆おいしい食べきり協力店、リサイクル推進店等、 小売店がごみ減量に取り組みやすい制度を紹介し、拡大するとともに、小売店 が独自に行うごみ減量に関する取組も含めて、情報提供や周知を図る等の支援 を行います。

実施手法1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

企業・団体・個人の取組をホームページやSNS、ごみ分別アプリ、広報 紙、映像配信等の多様な情報ツールを用いて情報発信を行います。

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

基本施策 2-1 生ごみの減量の推進

基本計画における各主体の役割



市民

の取組

- ・食品の食べ切り、使い切りの実施
- ・生ごみの水切りの実施
- ・生ごみの自家処理の推進

事業者の取組

- ・量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減に向け た取組の実施
- ・食品の食べきり、使い切りの市民への啓発

行政

の取組

- ・食品ロス削減、水切り等の啓発
- ・生ごみ処理機等の利用促進、一次生成物の活用方法の検討・広報

2-1-1 生ごみの発生抑制



取組

①食品ロス削減と生ごみの減量

国が定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、食品ロスの削減を総合的に推進する体制を検討します。あわせて、家庭における食べ切り等を推進するほか、フードバンクやフードドライブについて市内外の実施団体と連携し、より多くの市民への広報・利用の促進を図り、食品ロスの削減を図ります。どうしても出てしまう生ごみについては、水切りの徹底、補助制度・支援制度による生ごみ処理機・ダンボールコンポスト等の新規導入の促進、利用者への支援によって自家処理を推進し、排出される生ごみの減量を図ります。

協働による主な実施手法

- 1-1-1 3 R学習の充実
- 1-1-2 担い手づくりに向けた取組の推進
- 1-2-2 スポーツチーム・教育機関等団体との協働による取組の推進
- 1-3-1 地域が行う取組の支援
- 1-3-2 事業者が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標と目標値

生ごみ ▲2,000 t

	①-1 食品ロスの削減を総合的に推進する取組					
指標	①-2	補助金を申請した家庭用生ごみ処理機の利用台数(フォロ				
		ーアップ調査による)				
現状値	①-1	_	— ①-1 2回/年			
(2019年度)	①-2	773 台(累計)	目標値 ①-2 2,000 台 (累計)			

基本施策2-2 プラスチックごみの減量の推進

基本計画における各主体の役割

市民

の取組

- ・レジ袋やプラスチック製品の利用削減
- ・ 容器包装プラスチックの分別

事業者の取組

- 簡易包装の実施
- ・プラスチック容器等の店頭回収の推進

行政

の取組

- ・容器包装プラスチック資源化施設の整備・運営
- ・製品プラスチック選別施設の整備・運営
- ・マイボトル、マイバッグ、プラスチック代替品等の利用促進 の広報
- ・海洋プラスチック等、環境への影響についての情報提供

2-2-1 プラスチックごみの発生抑制



取組

①詰め替え商品、マイボトル、マイバッグの活用の推進

市民、事業者に対して、詰め替え商品、マイボトル、マイバッグを積極的に活用してもらうような啓発を行うとともに、使い捨てプラスチックの削減に向け、代替品の情報発信を行います。また、周辺自治体と連携し、包装を可能な限り減らすため、事業者等への働きかけを行います。

協働による主な実施手法

- 1-1-1 3 R学習の充実
- 1-1-2 担い手づくりに向けた取組の推進
- 1-2-1 飲食店・スーパー・百貨店等事業者との協働による取組の推進
- 1-2-2 スポーツチーム・教育機関等団体との協働による取組の推進
- 1-3-2 事業者が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標と目標値

容器包装プラスチック ▲1,000 t

指標		使い捨てプラスチック代替品に関する情報発信回数 マイボトルが利用できる店舗数		
現状値	①-1 -	目標値	①-1 20回/年	
(2019 年度)	①-2 31店(累計)		①-2 50店(累計)	

2-2-2 プラスチックごみの資源化の推進



取組

①プラスチック回収地域における容器包装プラスチックの分別促進

回収地域の住民に対し、容器包装プラスチック類の分別を周知徹底します。 また、新資源化施設の稼働による回収地域の拡大に向けて分別区分等の説明を 丁寧に行います。

協働による主な実施手法

- 1-1-1 3 R学習の充実
- 1-1-2 担い手づくりに向けた取組の推進
- 1-3-1 地域が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標と目標値

容器包装プラスチック 資源化量+200 t

指標	① 容器包装プラスチック	分別協力率	区 (回収地域)
現状値 (2019 年度)	① 24%	目標値	① 40%

基本施策2-3 その他の家庭系ごみの減量の推進

基本計画における各主体の役割



市民

の取組

- ・紙類等の減量・資源化
- ・マイボトル・マイバッグなどの使用、リユース品・レンタル 品の活用
- ・リサイクルできるものの適正排出の徹底

事業者

の取組

- ・過剰包装の削減
- ・マイボトル・マイバッグなどの利用促進

行政

の取組

- ・リデュース・リユースの取組、啓発の強化
- ・ 適正排出の推進
- ・ごみ減量アイデアの募集・紹介
- ・粗大ごみのリユース販売の強化

2-3-1 リデュース・リユースの推進



取組

①リデュース・リユースにつながる取組の実施

幅広い情報ツールを活用し、ごみの排出抑制につながる情報発信やごみ減量 アイデアの募集・周知を行います。

また、不用になったものを繰り返して使うリユース機会を提供し、リユースにつながる取組を実施します。さらに、収集した粗大ごみの中から、まだ使える品物を修理・再生する取組を強化します。

協働による主な実施手法

- 1-1-1 3 R学習の充実
- 1-1-2 担い手づくりに向けた取組の推進
- 1-2-1 飲食店・スーパー・百貨店等事業者との協働による取組の推進
- 1-2-2 スポーツチーム・教育機関等団体との協働による取組の推進
- 1-3-1 地域が行う取組の支援
- 1-3-2 事業者が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

①-1 リデュースに関する情報					到数	
扌	指標	\bigcirc -2	2 リユースにつながる取組の実施回数3 粗大ごみのうち再生販売した重量			
		①-3				
平 目	状値	①-1	2 回/年		①-1 20回/年	
		①- 2	3回/年	目標値	①-2 10回/年	
(201	9 年度)	①-3	74 t /年		①-3 150 t /年	

2-3-2 リサイクルの推進

取組

①紙類の資源化

脱プラスチックにより、量・種類とも増加が見込まれる雑がみの対策を中心に、ホームページやSNS等で紙類の分別を周知徹底します。

②リサイクル広場の開催

リサイクル広場の開催を継続します。また、新たな品目の回収を行うなど、 役割と継続等のあり方について検討します。地域リサイクル広場については、 定期的な実施、新たな場所での開催を支援します。

③小売店独自の拠点回収の推進

分別排出の向上を目指し、家庭からの排出手段を増やすため、小売店が独自に実施する資源の店頭回収について情報提供を行います。

協働による主な実施手法

- 1-1-1 3 R学習の充実
- 1-1-2 担い手づくりに向けた取組の推進
- 1-2-1 飲食店・スーパー・百貨店等事業者との協働による取組の推進
- 1-2-2 スポーツチーム・教育機関等団体との協働による取組の推進
- 1-3-1 地域が行う取組の支援
- 1-3-2 事業者が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標と目標値

資源化できる紙類 資源化量+500 t

	① 雑がみの分別に関する	雑がみの分別に関する情報提供回数			
指標	② リサイクル広場来場者	リサイクル広場来場者数 小売店独自の店頭回収の情報提供回数			
	③ 小売店独自の店頭回収				
1月 小小牛	① 5回/年	① 20回/年			
現状値 (2019 年度)	② 30,329 人/年	目標値 ② 36,000 人/年			
(2019 平度)	3 -	③ 20回/年			

基本施策2-4 家庭系ごみ処理手数料の見直しの検討

基本計画における各主体の役割 行政 の取組 ・社会動向を踏まえた手数料のあり方(見直し)の検討

2-4-1 家庭系ごみ処理手数料の見直しの検討

取組

①社会動向を踏まえた手数料の見直しの検討 新規

家庭系ごみ処理手数料は、ごみの減量、分別の徹底などを目的に各家庭にごみ排出量に応じて負担いただいているものです。社会情勢やごみ量を踏まえ、周辺自治体における手数料等の情報を収集するとともに、当市における適正な手数料を検討します。見直しを行う際は、市民・事業者・学識経験者で構成されている廃棄物減量等推進審議会で審議を行います。

指標	① 検討の実施		
現状値 (2019 年度)	① -	目標値	① 完了

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

基本施策3-1 事業系ごみの適正排出の推進

事業系ごみ ▲1,000 t

基本計画における各主体の役割

事業者

の取組

- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出の実施
- ・優良事業者表彰制度への応募

行政

の取組

- ・適正排出のための情報提供、訪問指導の実施
- ・工場での搬入物検査の実施
- ・優良事業者の表彰・公表

3-1-1 適正排出に向けた取組の推進



取組

①適正排出のための情報提供、訪問指導の実施

大規模事業所から排出されるごみが事業系ごみの約3割を占めることから、 大規模事業者が分別のルールを理解し適正排出を行えるよう、訪問による現場 での指導や、講習会等を行います。また、「事業系ごみ適正処理ルールブック」 を活用した啓発を推進し、事業者自ら適正排出の仕組みを作り、実践できるよ う支援します。さらに、工場での搬入物検査を強化し、プラスチック類や紙類 の混入が多い排出事業者に対して指導を実施します。

協働による主な実施手法

1-3-2 事業者が行う取組の支援

十七十二	①-1 指導の回数	指導の回数(大規模事業所、搬入物検査に基づくもの等)				
指標	①-2 講習会の回	講習会の回数 (排出事業者向け、許可業者向け)				
現状値	①-1 125 回/年	日無法	①-1 130回/年			
(2019年度)	①-2 2回/年	日標値	①-2 2回/年			

3-1-2 優良事例の公表・拡大

取組

①優良事業者の表彰・公表制度の継続

事業系一般廃棄物の減量や適正排出に積極的かつ組織的に取り組んでいる 事業所を表彰する「まちだ3R賞」について、より多くの応募があるように、 訪問指導等を通じて働きかけを行います。また、表彰した事業所等の情報をホ ームページや環境広報紙ECOまちだ、ごみナクナーレ等で幅広く周知しま す。表彰事業者について、インセンティブを検討します。

協働による主な実施手法

- 1-3-2 事業者が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標	① 表彰した事業者数		
現状値 (2019 年度)	① 2者(累計)	目標値	① 8者(累計)

基本施策3-2 事業系ごみの減量の促進

基本計画における各主体の役割

市民

の取組

- ・飲食店での食べ切りによる食品ロス削減
- ・小売店での見切り品積極購入

事業者

の取組

- 食品廃棄物の減量・資源化
- 事業系紙類の減量・資源化
- ・新たな品目の資源化の実施

行政

の取組

- ・公共施設から出るごみの減量
- ・食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ
- ・資源化できる紙類の受入検討
- ・新たな品目の資源化に向けた研究、情報提供や働きかけ

3-2-1 公共施設から排出される事業系ごみの削減

取組

①公共施設から排出される事業系ごみの削減 |新規|

電子会議システム・電子決裁等の電子データ活用による紙使用量の削減、使 い捨て製品の使用や購入を控えること、再利用・適正排出の徹底等のエコオフィス活動の推進を更に行うことで、排出される事業系ごみを削減します。また、 公共施設で取り組んでいる事例および成果を公表し、市内事業者に対する啓蒙 活動を推進します。

協働による主な実施手法

1-3-2 事業者が行う取組の支援

指標と目標値

指標	1	排出される事業系ごみの削減率			
現状値 (2019 年度)	1	_	目標値	1	10%削減

3-2-2 事業系生ごみの削減

取組

①フードバンク活動の推進

食品関連事業者がフードバンク活動をより効果的に行えるよう、支援を行います。また、フードバンク活動を行う団体との連携を図るなど、必要な情報の提供を行います。

②食品廃棄物の減量・資源化の推進 新規

小売店、商店会・商店会連合会、商工会議所、食品衛生協会等市内の関係団体と協力して、事業系廃棄物の発生抑制に向けたPR活動を行います。また、「まちだ☆おいしい食べきり協力店」のPRを行い、認定店拡大を目指し、家庭系ごみと合わせての減量を図ります。どうしても出てしまう生ごみについては、食品リサイクル法に則った減量・リサイクルを推進します。加えて、食品リサイクルを実施する事業者との連携を図るなど、必要な情報の提供を行います。

協働による主な実施手法

- 1-2-1 飲食店・スーパー・百貨店等事業者との協働による取組の推進
- 1-2-2 スポーツチーム・教育機関等団体との協働による取組の推進
- 1-3-2 事業者が行う取組の支援

指標) フードバンクに関する情報提供団体数) 食べきり協力店認定数		
現状値 (2019 年度)	 2団体/年 5店(累計) 	目標値	① 5団体/年 ② 100店(累計)	

3-2-3 事業系紙類の減量・資源化

取組

①事業者への発生抑制の働きかけ 新規

紙の使用が多い業種を中心に、廃棄物として排出される事業系紙類の減量について、訪問または広報掲載などにより、事業者へ広く周知を行います。

協働による主な実施手法

- 1-3-2 事業者が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標	① 周知啓発活動の実施回)周知啓発活動の実施回数		
現状値 (2019 年度)	① -	目標値	① 10回/年	

基本施策3-3 事業系ごみ処理手数料の見直し検討

基本計画における各主体の役割行政 の取組・社会動向を踏まえた手数料のあり方(見直し)の検討

3-3-1 事業系ごみ処理手数料の見直し検討

取組

①社会動向を踏まえた手数料のあり方(見直し)の検討 新規

2015 年 4 月の事業系ごみ処理手数料改定後の社会情勢や周辺市における料金の変動等を踏まえ、ごみの減量・分別の徹底のため、当市における適正な手数料を検討します。見直しを行う際は、学識経験者・事業者・市民で構成されている廃棄物減量等推進審議会で審議を行います。

	指標	1	検討の実施		
(2	現状値 2019 年度)	1	_	目標値	① 完了

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に 努めます。

基本施策 4-1 一般廃棄物処理施設の整備

基本計画における各主体の役割

行政

の取組

- ・新しいごみ処理施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- ・不燃・粗大ごみ処理施設の整備、施設内資源化の推進
- ・生ごみのバイオガス化施設の整備、効率的なエネルギー回収 の推進
- ・資源化施設の整備(ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等)
- ・見学等の学習の場の提供

4-1-1 環境に配慮した新しいごみ焼却施設等の整備・運営

重点事業

取組

①新しいごみ焼却施設の建設及び効率的なエネルギー回収 新規

町田リサイクル文化センター周辺自治会及び町内会等と締結した環境保全協定を遵守し、地域の方々との協働により、安心、安全に配慮した施設の整備・運営を行います。また、新しいごみ焼却施設稼働後は、安定的にごみを処理するとともに、エネルギーを有効利用(発電、蒸気利用)します。

②燃やせないごみの中から収集後資源化の推進 新規

収集した燃やせないごみから、金属・プラスチック等の資源を手選別できる 設備を導入し、資源化を推進します。

指標と目標値

指標	 発電効率 燃やせないごみに含ま 	発電効率 燃やせないごみに含まれる資源化物の選別精度		
現状値 (2019 年度)	 約 10% (既存焼却施設) 2 - 	目標値	① 17%以上 (新焼却施設)② 75%以上	

※発電効率・・・投入したごみのエネルギーに対し得られた電力エネルギーの割合

4-1-2 生ごみのバイオガス化施設の整備・運営

取組

①バイオガス化施設の建設及び効率的なエネルギー回収 新規

メタン発酵により生ごみからバイオガスを回収するバイオガス化施設を整備 します。稼働後は、生ごみ等を効率よくバイオガス化するとともに、エネルギーを有効利用(発電)します。

指標と目標値

指標	① 発電量		
現状値 (2019 年度)	① -	目標値	① 350kWh/ごみ t

4-1-3 資源化施設の整備

取組

①ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設建設に向けた調整

資源化処理を効率的に行い、環境学習の拠点としても機能する施設を相原地区(2025年度)、上小山田地区(2027年度)に整備します。それぞれの地域において、地区連絡会との協働により、安心、安全に配慮した施設整備に向けて検討を行います。

指標	① 施設整備の進捗状況①-1 相原地区①-2 上小山田地区					
現状値 (2019 年度)	① 施設概要の検討	目標値	①-1 施設稼働(相原地区)①-2 実施設計(上小山田地区)			

基本施策4-2 収集体制の整備

基本計画における各主体の役割 行政 の取組 ・効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築

4-2-1 収集体制の見直し

取組

①効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討 新規

収集運搬ルート等について、効率的な回収を目指し、収集運搬体制の適宜見 直しを行います。

指標	1	効率的な収集体制の構築 			
現状値 (2019 年度)	1	_	目標値	1	構築

基本施策4-3 資源の有効活用の推進

事業者 の取組 ・小売店独自の拠点回収の実施 行政 の取組 ・新たな資源化品目拡大に向けた調査研究 ・回収拠点や回収品目の増加等の推進

4-3-1 資源化の拡大



取組

①新たな資源化品目拡大に向けた調査研究(おむつ、落ち葉、

製品プラスチック等) 新規

紙おむつについて、資源化技術等の情報収集と分別収集や資源化等の可能性について調査研究を進めます。また、落ち葉の資源化利用に向けて、堆肥化等の資源化方法や生成物の活用方法等、製品プラスチックを含めたプラスチックの収集・資源化について検討します。その他の品目の資源化や、リサイクル広場での回収品目拡大についても検討します。

指標と目標値					その他のごみ ▲1,500 t /年
指標	1	調査研究の実施			21,000 17-
現状値 (2019 年度)	1	_	目標値	① 実施	

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

基本施策5-1 災害時等のごみ処理に関する対応力強化

基本計画における各主体の役割

市民

の取組

災害時におけるごみの適正排出

事業者

の取組

- ・ 災害時におけるごみの適正排出
- ・災害時の協力・連携に関する協定締結

行政

の取組

- ・災害廃棄物処理計画及び行動マニュアルの見直し
- ・迅速な初動対応のための教育・訓練の実施
- ・他自治体や民間事業者等との連携体制の整備
- ・災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保
- ・新型コロナウイルス感染症等による社会変化への対応

5-1-1 災害時等のごみ処理に関する計画の見直し



取組

①災害廃棄物処理計画及び行動マニュアルの見直し 新規

災害廃棄物等へのスムーズな対応・処理の実施に向け、町田市地域防災計画等の各種計画の改定や最新情報等を踏まえ、災害廃棄物処理計画を適宜見直します。また、災害発生直後からの職員の役割分担や行動について取り決めたマニュアルを適宜見直します。

②事業継続計画の見直し

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の流行時においても、 市民生活に必要不可欠である廃棄物の処理事業を着実に継続するため、廃棄物 処理事業継続計画を適宜見直します。

指標と目標値

指標	1	災害時の職員の行動マニュアルの見直し			
	2	事業継続計画の見直し			
現状値	1	_	目標値	① 実施	
(2019年度)	2	_	口际阻	② 実施	

5-1-2 災害時等の教育・訓練

取組

①迅速な初動対応のための教育・訓練の実施

災害廃棄物関係所管と災害時のシミュレーション(図上訓練等)を行い、実際の災害時の初動、役割分担、連絡体制等を確認し、問題なく対応できるよう 庁内の関連部署等との訓練を行います。また、平常時から市民に対して災害時 の適正排出について周知を行います。

協働による主な実施手法

- 1-1-1 3 R学習の充実
- 1-2-1 飲食店・スーパー・百貨店等事業者との協働による取組の推進
- 1-3-1 地域が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標	① 災害時の対応訓練の気	災害時の対応訓練の実施回数		
現状値 (2019 年度)	① -	目標値	① 1回/年	

5-1-3 応援・受援体制の整備

取組

①他自治体や民間事業者等との連携体制の整備 新規

災害廃棄物の広域処理を見据え、多摩地域の市町村、東京都と協議を行い、連携体制を整備します。

指標	① 他自治体等との連携体制の構築		
現状値 (2019 年度)	① -	目標値	① 構築

基本施策5-2 超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への対応

基本計画における各主体の役割 市民 の取組 ・ふれあい収集の活用 ・資源の戸別収集の検討 ・ふれあい収集の実施 ・紙おむつなどの資源化事業の研究

5-2-1 高齢者等に対応した収集体制の検討

取組

①資源の戸別収集の検討 新規

高齢者等がごみや資源を出しやすくなるように、資源の戸別収集、粗大ごみの運び出しサービス、わかりやすい分別案内の作成等について検討を行います。

②ふれあい収集(高齢者等訪問収集)の実施

ごみや資源の排出が困難な世帯に対し、玄関先等からの収集と併せて希望された場合やごみが出ていない場合は安否確認を行っています。今後も継続するとともに、環境の変化に対応できるよう事業の見直しを行います。

指標	① 検討の実施		
	② 事業の見直し		
現状値	① -	目標値	① 完了
(2019年度)	② -	口惊胆	② 完了

基本施策5-3 不適正処理防止対策

基本計画における各主体の役割

市民や地域団体

の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・持ち去り防止活動の協定締結
- ・ごみの適正排出

事業者

の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・不動産管理における不法投棄対策の強化

行政

の取組

- ・環境美化活動の推進
- ・違法行為防止のためのパトロール強化
- ・ごみの適正な排出方法の広報
- ・近隣自治体との情報共有
- ・東京都(産業廃棄物対策所管部署)との連携

5-3-1 不用品の違法回収防止対策の推進

取組

①不用品の違法回収の指導体制の確立

違法な不用品回収や無許可での積替え保管、中間処理、不法投棄防止のため、 指導体制を確立します。

②利用の未然防止を図るための啓発

市民が不用品の違法回収を行う業者の利用による料金トラブル等の被害にあわないように、広報等で市民への啓発を行います。

協働による主な実施手法

1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標と目標値

+12+1111	① 指導体制の確立	指導体制の確立		
14 / 15 / 15 / 15 / 15 / 15 / 15 / 15 /	指標 ② 違法回収利用の未然防止を図るための啓発			
現状値	① -	日無荷	① 体制の運用	
(2019年度)	② 1回/年	目標値	② 5回/年	

5-3-2 不法投棄防止対策の推進

取組

①不法投棄防止対策の推進

職員による昼間・夜間のパトロールを行い、不法投棄の防止・抑止を図るとともに、地域の防犯意識を高めます。また、不法投棄多発場所へ監視カメラや 啓発看板を設置して、不法投棄がされにくい環境を維持します。

協働による主な実施手法

- 1-3-1 地域が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標	① 不法投棄防止・抑止活動の実施回数		
現状値 (2019 年度)	① 148回/年	目標値	① 198回/年

5-3-3 まちの美化の推進

取組

①美化推進キャンペーンの実施

毎年 5 月 30 日のごみゼロデーを中心に、町内会・自治会や商店会等と協力 してごみ一斉清掃を実施することで、ごみの散乱防止やマナー、海洋ごみの問 題について考える機会とします。

協働による主な実施手法

- 1-2-2 スポーツチーム・教育機関等団体との協働による取組の推進
- 1-3-1 地域が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標と目標値

指標	① 美化推進キャンペーン実施回数		
現状値 (2019 年度)	① 4回/年	目標値	① 6回/年

5-3-4 持ち去り行為防止対策の推進

取組

①持ち去り行為防止対策の推進

持ち去り行為を防止するため、パトロールと指導業務を行います。また、地域で取り組む持ち去り防止活動の支援を行い、持ち去り行為をする者を近寄らせない環境づくりを進めます。

協働による主な実施手法

- 1-3-1 地域が行う取組の支援
- 1-3-3 各種情報ツールを活用した情報発信

指標	① 持ち去り防止活動の実施回数		
現状値 (2019 年度)	① 3回/年	目標値	① 10回/年

3 アクションプランの進行管理

アクションプランは、毎年度作成する事業計画に基づいて、取組を進めるとともに、 翌年度に取組の状況や各指標の実績を確認する「評価検証」を行います。

この評価検証の実施に際しては、「廃棄物減量等推進審議会」への報告を行い、翌年度の事業計画に反映するとともに、その結果を市の広報やホームページ等を通じて広く公表していきます。

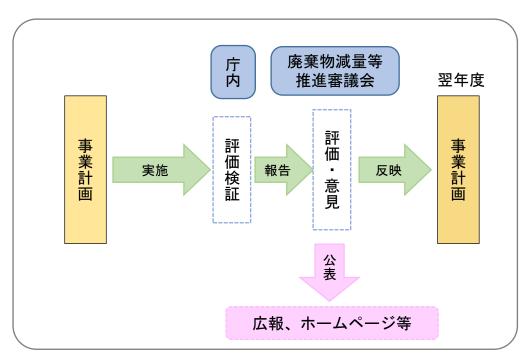


図6 各年度の進行管理

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 アクションプラン 2021年3月 刊行物番号 20-85

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22 環境資源部環境政策課

TEL: 042-724-4379 FAX: 050-3160-2758